株主各位

第152期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

Ⅰ. 会社の新株予約権等に関する事項

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

Ⅳ. 会社の支配に関する基本方針

Ⅴ. 連結持分変動計算書

Ⅵ. 連結注記表

Ⅶ. 株主資本等変動計算書

Ⅷ. 個別注記表

2020年7月8日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

Ⅰ．会社の新株予約権等に関する事項

1．新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年８月８日 （第１回）	401個	普通株式 160,400株	１株当たり 735円	１株当たり１円	（注）1.	取締役および執行役員
2014年６月26日 （第２回）	410個	普通株式 164,000株	１株当たり 907円	１株当たり１円	（注）1.	取締役および執行役員
2015年６月26日 （第３回）	387個	普通株式 154,800株	１株当たり 1,104円	１株当たり１円	（注）1.	取締役および執行役員
2016年６月28日 （第４回）	395個	普通株式 158,000株	１株当たり 896円	１株当たり１円	（注）1.	取締役および執行役員

（注）1.①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の１年後から10年に限って新株予約権を行使することができます。
②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
2.「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第１回新株予約権が10個、第２回新株予約権が10個、第３回新株予約権が３個、第４回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。
3.2019年４月１日付で行った普通株式１株を４株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

2．当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区　分	個　数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第１回新株予約権	取締役 （社外取締役を除き、執行役を含む）	123個	普通株式49,200株	６名
第２回新株予約権	取締役 （社外取締役を除き、執行役を含む）	123個	普通株式49,200株	６名
第３回新株予約権	取締役 （社外取締役を除き、執行役を含む）	127個	普通株式50,800株	６名
第４回新株予約権	取締役 （社外取締役を除き、執行役を含む）	131個	普通株式52,400株	６名

（注）2019年４月１日付で行った普通株式１株を４株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。

⑵当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、使用人は通報することができます。

⑶当社は、社長をＣＳＲ責任者とし、オリンパスグループにおけるＣＳＲ活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。

⑷当社は、社長直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は､オリンパスグループの内部監査結果を当社の社長、取締役会および監査委員会に報告します。

⑸当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。

⑹当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。

⑺当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

⑴当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
⑵取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
⑵当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
⑶当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に 1 回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
⑵取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に 1 回報告を受けます。
⑶取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。
⑷当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

⑴当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。

⑵当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

⑴取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。

⑵監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

⑴当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。

⑵当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。

⑶当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。

⑵当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。

⑶当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。

⑷監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。

⑸当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

Ⅲ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、2019年６月指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めました。また、オリンパスグローバル行動規範を制定しており、規程類の制定ならびに改定を行いました。
・当社は、コンプライアンス委員会を５回開催しコンプライアンス活動状況について報告しました。さらに、グローバルコンプライアンスコミッティを４回開催しました。加えて、従業員に対するコンプライアンス研修を実施しました。
・当社は、各地域に設置している内部通報制度の周知と意識啓発を図るとともに、随時通報を受け付け、通報内容および調査結果を監査委員会に報告しました。また、すべてのステークホルダーに対し、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口を開設しました。
・当社は、企業変革プラン「Transform Olympus」の下、経営とCSRを統合することで、ESGに関する取り組みを強化・推進するため、CSR全般の見直しを図りました。
・当社の内部監査機能は、内部監査規程に基づき、監査計画や監査実施状況等について、社長および取締役会ならびに監査委員会に報告しました。また、内部統制実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役会に報告しました。さらに、監査結果を当社の社長、取締役会および監査委員会に報告しました。
・当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグローバルルールである内部統制規程および各地域の内部統制規程に基づき、当社において審議しました。
・当社は、当社および子会社の取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。

2．当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および規程類等の作成および保存を行いました。

3．オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの重要事項について、グループ経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上程しています。また、グループ経営執行会議および取締役会を定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。
・当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。さらに、各事業・機能部門がリスクアセスメントを実施するとともに、災害が発生した場合の迅速な対応のための訓練等を実施しました。
・当社は、グローバルコミッティを年６回開催しグループにおける情報セキュリティのガバナンス運営を行いました。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、執行役の職務の執行状況について取締役会に報告しました。また、次年度の事業計画を策定しました。なお、当期において取締役会を18回開催しました。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、子会社から実績の報告を毎月受けたほか、四半期および年間レビューを行い、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査委員会室を設置しており、専任の使用人を２名、兼任の使用人を１名配置しています。また、規程に基づき執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しました。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

・当社は、監査委員会が、取締役、執行役、執行役員、使用人および会計監査人との意見交換を必要に応じて実施できることとしています。また、監査委員が、グループ経営執行会議およびグローバルオーディットコミッティ等へ出席する機会を確保しています。さらに、コンプライアンスに関する状況をはじめ、内部通報状況および調査結果を監査委員会に報告しました。なお、当期において監査委員会を17回開催しました。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程を定め、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、遵守しています。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査委員の求めに応じて、必要な費用においては適宜精算しました。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、監査委員会の求めに応じ、取締役、執行役、執行役員および使用人との意見交換を必要に応じて実施し、監査委員会の監査の実効性を高めました。また、グループ経営執行会議およびグローバルオーディットコミッティ等へ出席する機会を確保しています。さらに当社の監査委員会は、関係会社監査役連絡会を開催するとともに、子会社の監査役との面談も実施しました。

Ⅳ．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

Ⅴ．連結持分変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
2019年4月1日　残高	124,606	91,310	△4,764	△8,234	238,275	441,193	1,194	442,387
当期利益					51,670	51,670	△15	51,655
その他の包括利益				△18,386		△18,386	－	△18,386
当期包括利益	－	－	－	△18,386	51,670	33,284	△15	33,269
自己株式の取得			△93,381			△93,381		△93,381
自己株式の処分		△10	10			0		0
剰余金の配当					△10,243	△10,243	△126	△10,369
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額				3,869	△3,869	－		－
株式報酬取引	37	15				52		52
非支配持分との資本取引		△158				△158	158	－
所有者との取引額等合計	37	△153	△93,371	3,869	△14,112	△103,730	32	△103,698
2020年3月31日　残高	124,643	91,157	△98,135	△22,751	275,833	370,747	1,211	371,958

Ⅵ. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　90社

主要な連結子会社の名称　Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus（China）Co., Ltd.

連結範囲の変更

（新規）２社

Olympus Global Insurance, Inc.他１社は、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社に含めています。

（除外）３社

Olympus Biotech International Ltd.他２社は、当連結会計年度に清算したことに伴い、連結子会社から除外しています。

3．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況
持分法を適用した関連会社の数　　2社

主要な会社等の名称　　ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ㈱

4．会計方針に関する事項

⑴　金融資産
①当初認識及び測定
営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定
金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。
（償却原価で測定する金融資産）
金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。
・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる
償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産）
投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。
なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産）
上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

⑵ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

⑶ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

⑷ 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産を除く）。

・建物および構築物　　：２～50年
・機械装置および運搬具：２～10年
・工具、器具および備品：２～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

⑸ のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

⑹ 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・開発資産　　：４～８年
・ソフトウェア：３～５年
・その他　　：３～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

⑺ リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

⑻ 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

⑼ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

⑽ 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

⑾ 収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しています（IFRS第９号「金融商品」に基づく利息および配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づく受取リース料を除く）。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、医療、科学、映像およびその他製品の製造販売を主な事業としています。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引およびリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しています。IFRS第16号は、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識することを要求しています。

IFRS第16号の適用にあたり、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しました。当該方法の採用により、比較情報の修正再表示は行わず、2019年４月１日をもって連結財政状態計算書に使用権資産などのリース関連の資産として38,499百万円及びリース負債38,499百万円を計上しています。

なお、リース負債を認識する際に、リース負債と同額のリース関連の資産を認識しているため、期首利益剰余金への影響はありません。

また、上記負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利子率（別途外部から借り入れた場合に想定される利率）を用いて割り引いた現在価値で測定しています。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均は1.13%です。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債との調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

2019年３月31日現在のオペレーティング・リース契約	44,262
2019年３月31日現在のオペレーティング・リース契約（追加借入利子率で割引後）	42,232
ファイナンス・リース債務（2019年３月31日）	9,035
短期リース及び少額資産リース	△896
行使することが合理的に確実である延長又は解約オプション	13,539
リース開始日（実行日）前であるが、契約締結済のリース契約	△19,896
その他	3,520
2019年４月１日現在のリース負債	47,534

また、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務的な便法を適用しています。

・特性が類似したリース資産のポートフォリオに対して単一の割引率を適用しています。
・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理しています。
・期首に存在している使用権資産に対しては、当初直接コストを適用開始日現在の測定から除外しています。
・リース期間を算定する際に延長又は解約オプションの行使について事後的な判断を行っています。

連結財政状態計算書に関する注記

1．資産から直接控除した貸倒引当金
⑴流動資産　6,506百万円
⑵非流動資産　9,682百万円
貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。

2．有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額　346,443百万円

3．偶発債務

保証債務

（相手先）	（内　容）	（金　額）
従業員	住宅資金借入金等	5百万円
計		5百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式　1,370,914,963株
（注）当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。

2．配当に関する事項
⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月25日定時株主総会	普通株式	10,243	30	2019年３月31日	2019年６月26日

（注）当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。
上記の１株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を表示しています。

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。
ただし当連結会計年度に係る期末配当の基準日を従来の2020年３月31日から2020年５月31日に変更しており、2020年７月30日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しています。

株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
普通株式	12,856	利益剰余金	10	2020年５月31日	2020年７月31日

３．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　563,600株
（注）当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っています。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項
当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。
営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。
保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。
外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約の利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

２．金融商品の公正価値等に関する事項
公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の３つに区分しています。
レベル１：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値
レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値
レベル３：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値
金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものとして認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

(1)公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル１に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル２又はレベル３に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル２に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、レベル３に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2020年３月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	1,455	－	1,455
株式等	－	－	845	845
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	14,423	－	813	15,236
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	1,960	－	1,960
条件付対価	－	－	163	163

レベル３に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
期首残高	1,774
利得及び損失（注）	
純損益	△129
その他の包括利益	△185
購入	229
売却	△6
その他	△25
期末残高	1,658

（注）純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。
純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において△20百万円です。

レベル３に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
期首残高	584
企業結合	163
決済	△571
公正価値の変動	－
その他	△13
期末残高	163

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル２に区分しています。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

（社債及び借入金）

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	36,891	36,819	△72
金融負債			
社債	69,737	69,513	△224
借入金	116,036	118,053	2,017

収益認識に関する注記

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡や内視鏡システムなどの医療機器の販売、リース及び修理サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「４．会計方針に関する事項（７）リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

治療機器事業

治療機器事業においては、内視鏡処置具、エネルギーデバイス並びに泌尿機器・婦人科及び耳鼻咽喉科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業

科学事業においては、顕微鏡、工業用ビデオスコープおよび超音波探傷器等の販売を行っており、国内外の研究機関や医療機関等を主な顧客としています。

科学事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業に関する製品の保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

映像事業

映像事業においては、ミラーレス一眼カメラを含むデジタルカメラの販売を行っており、主に国内外の小売業を営む企業を顧客としています。

映像事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客へ販売した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。映像事業における製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。なお、リベートおよび事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積と実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

その他の事業

その他事業においては、生体材料等の販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

１株当たり情報に関する注記

１．　１株当たり親会社所有者帰属持分　　288.39円
２．　基本的１株当たり当期利益　　39.37円
(注)当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っています。１株当たり親会社所有者帰属持分および基本的１株当たり当期利益は株式分割後の数値を表示しています。

重要な後発事象に関する注記

（会社分割）

当社は、2020年４月１日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継いたしました。これは2019年12月20日に当社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものです。

１．取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称　内視鏡事業、治療器事業

事業の内容　医療機器の研究開発、製造・修理企画などの一部機能

総資産　24,842百万円

負債　　3,226百万円

純資産　21,616百万円

②会社分割の効力発生日

2020年４月１日

③会社分割の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④会社分割後企業の名称

オリンパスメディカルシステムズ株式会社

２．取引の目的を含む取引の内容

当社は真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を2019年11月６日付で公表し、本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しております。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、本会社分割を行いました。

なお、本件会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

（多額な資金の借入）

当社は、以下の事業資金及び長期運転資金の借入を実施しました。

1．①借入先　株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額　500億円
③借入金利　0.32%（固定）
④借入実行日　2020年５月22日
⑤返済期限　2025年４月30日
⑥返済方法　期限一括返済
⑦担保・保証の有無　無

2．①借入先　株式会社三菱ＵＦＪ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額　400億円
③借入金利　変動金利（TIBORに基づく基準金利＋スプレッド）
④借入実行日　2020年５月29日
⑤返済期限　2024年５月31日
⑥返済方法　期限一括返済
⑦担保・保証の有無　無

3．①借入先　株式会社みずほ銀行
②借入金額　100億円
③借入金利　変動金利（TIBORに基づく基準金利＋スプレッド）
④借入実行日　2020年５月15日
⑤返済期限　2024年５月15日
⑥返済方法　期限一括返済
⑦担保・保証の有無　無

その他の注記

1．その他の収益及びその他の費用

⑴ その他の収益

重要な取引はありません。

⑵ その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

（事業構造改革費用）

当社における企業変革プラン「Transform Olympus」を推進するための関連費用として、3,954百万円を「その他の費用」に計上しています。

（減損損失）

内視鏡事業における一部製品に関する事業用資産について将来の使用見込みがなくなったこと及び映像事業における事業用資産について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ1,522百万円、1,518百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。

2．十二指腸内視鏡の市場対応に係る引当金

米国で十二指腸内視鏡に関する先端キャップ着脱式新型製品の法規制認可を取得したことを背景に、当社は十二指腸内視鏡製品を対象として、先端キャップ固定式の旧型製品から、洗浄消毒作業の容易な先端キャップ着脱式の新型製品へ自主的に置き換えを行うことを決定しました。

この市場対応に係る費用として、当連結会計年度において内視鏡事業の売上原価に10,368百万円を引当金として計上しております。

3．新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて翌連結会計年度の第３四半期以降、徐々に収束し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いております。当該仮定に基づき、のれんを含む固定資産の減損テストに加えて、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書 （2019年4月1日から2020年3月31日まで） （単位：百万円）

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	124,606	91,026	4	91,030	1,161	252,223	253,384
当期変動額							
新株の発行	37	37		37			
剰余金の配当						△10,243	△10,243
当期純利益						9,861	9,861
自己株式の取得							
自己株式の処分			△3	△3			
圧縮記帳積立金の取崩					△39	39	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	37	37	△3	34	△39	△343	△382
2020年3月31日残高	124,643	91,063	1	91,064	1,122	251,880	253,002

項目	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年4月1日残高	△4,764	464,256	6,631	6,631	524	471,411
当期変動額						
新株の発行		74				74
剰余金の配当		△10,243				△10,243
当期純利益		9,861				9,861
自己株式の取得	△93,381	△93,381				△93,381
自己株式の処分	10	7			△7	0
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,503	△1,503		△1,503
当期変動額合計	△93,371	△93,682	△1,503	△1,503	△7	△95,192
2020年3月31日残高	△98,135	370,574	5,128	5,128	517	376,219

Ⅷ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

①満期保有目的の債券　……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの　……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　……移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

⑵　デリバティブ取引により生ずる債権および債務……時価法

⑶　たな卸資産　……移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

①車両運搬具、工具及び備品　……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産　……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
法人税法に基づく耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年から５年）によっています。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵ 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

⑶ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を翌期より費用処理しています。

⑷ 事業整理損失引当金

一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

⑸ ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しています。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費　……支出時に全額費用として処理しています。

⑵ ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段　…為替予約取引、金利スワップ取引

・ヘッジ対象　…外貨建売掛金の予定取引、借入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、ならびに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

⑶ 消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

⑷ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　146,553百万円

2．偶発債務
　保証債務　2,420百万円
上記には関係会社に対する保証予約等2,415百万円が含まれています。

3．関係会社に対する短期金銭債権　83,518百万円

4．関係会社に対する長期金銭債権　338百万円

5．関係会社に対する短期金銭債務　91,950百万円

6．輸出為替手形割引高　73百万円

7．貸倒引当金
　貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求をしています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
　売上高　299,983百万円
　仕入高　206,024百万円
　その他の営業取引　48,071百万円
営業取引以外の取引による取引高　27,667百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,370,914,963株

当事業年度における普通株式の発行済株式は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により61,567株増加しています。

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　85,329,780株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより1,652株増加、自己株取得により80,153,100株増加、ストックオプションの行使により8,800株減少、業績連動型株式報酬の退任取締役および執行役員からの無償取得により13,748株増加しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
たな卸資産	6,805百万円
前払費用	10,993百万円
未払賞与	3,232百万円
有形固定資産	4,753百万円
無形固定資産	4,543百万円
投資有価証券評価損否認	2,675百万円
関係会社株式評価損否認	8,300百万円
貸倒引当金繰入否認	4,347百万円
繰越欠損金	15,215百万円
その他	2,954百万円
繰延税金資産小計	63,817百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△14,473百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△15,949百万円
繰延税金資産合計	33,395百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△1,556百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△495百万円
前払年金費用	△5,646百万円
その他	△145百万円
繰延税金負債合計	△7,842百万円
繰延税金資産の純額	25,553百万円

関連当事者との取引に関する注記

該当事象はありません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	292円24銭
2．1株当たり当期純利益	7円51銭

重要な後発事象に関する注記
（共通支配下の取引等）
　当社は、2020年４月１日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継いたしました。これは2019年12月20日に当社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものです。

１．取引の概要
　①対象となった事業の名称及びその事業の内容
　　事業の名称　内視鏡事業、治療器事業
　　事業の内容　医療機器の研究開発、製造・修理企画などの一部機能
　　総資産　24,842百万円
　　負債　　3,226百万円
　　純資産　21,616百万円

　②企業結合日
　　2020年４月１日

　③企業結合の法的形式
　　オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

　④結合後企業の名称
　　オリンパスメディカルシステムズ株式会社

２．取引の目的を含む取引の内容
　　当社は真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を2019年11月６日付で公表し、本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しております。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、本会社分割を行いました。

3．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。なお当事業年度における会社（分割元企業）の繰延税金資産の回収可能性について、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日）に基づき、将来の課税所得の見積りに当該会社分割の影響を加味し、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。

（多額な資金の借入）

当社は、以下の事業資金及び長期運転資金の借入を実施しました。

1．①借入先　株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額　500億円
③借入金利　0.32%（固定）
④借入実行日　2020年５月22日
⑤返済期限　2025年４月30日
⑥返済方法　期限一括返済
⑦担保・保証の有無　無

2．①借入先　株式会社三菱ＵＦＪ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額　400億円
③借入金利　変動金利（TIBORに基づく基準金利＋スプレッド）
④借入実行日　2020年５月29日
⑤返済期限　2024年５月31日
⑥返済方法　期限一括返済
⑦担保・保証の有無　無

3．①借入先　株式会社みずほ銀行
②借入金額　100億円
③借入金利　変動金利（TIBORに基づく基準金利＋スプレッド）
④借入実行日　2020年５月15日
⑤返済期限　2024年５月15日
⑥返済方法　期限一括返済
⑦担保・保証の有無　無

連結配当規制適用会社に関する注記
　当社は、連結配当規制適用会社です。

その他の注記
（減損損失）
　当社は、主に映像事業における事業用資産について、市場環境の変化等の影響により、取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,555百万円を「減損損失」として計上しています。

（新型コロナウイルス感染症の影響）
　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて翌事業年度の第３四半期以降、徐々に収束し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いております。当該仮定に基づき、固定資産の減損会計に係る検討、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っております。